



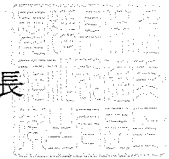
3 葉 第 1 0 3 1 号

令和3年10月29日

一般社団法人愛媛県食品衛生協会長  
一般社団法人愛媛県調理師会長  
公益社団法人全日本司厨士協会四国地方愛媛県本部長  
日本中国料理協会愛媛県支部長

様

愛媛県保健福祉部健康衛生局長



令和3年度ふぐ取扱者試験の実施について

このことについて、別添公告写しのとおり実施することとなりましたので、関係者への周知方よろしく申し上げます。

問合せ先  
〒790-8570  
愛媛県松山市一番町4-4-2  
愛媛県保健福祉部健康衛生局  
業務衛生課乳肉衛生・動物愛護係  
担当：大饗、林  
TEL 089-912-2396  
FAX 089-912-2389  
E-mail yakumueisei@pref.ehime.lg.jp

ふぐ取扱者試験の施行

○公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による令和3年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時及び場所

試 験 別	日	時	場 所
学 科 試 験	令和4年1月26日（水）	午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
実 地 試 験	令和4年3月15日（火）	午前10時	松山市勝山町一丁目1番地5 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

令和3年12月13日（月）から21日（火）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

# ふぐ取扱者試験を受験されるみなさんへ

## 1 試験日時及び場所

- (1) 学科試験 令和4年1月26日(水) 13:30~15:00  
愛媛県庁(松山市一番町四丁目4番地2)
- (2) 実地試験 令和4年3月15日(火) 10:00~  
愛媛調理製菓専門学校(松山市勝山町一丁目1番地5)

## 2 受験願書の提出期間(受付期間)及び提出先

- (1) 提出期間 令和3年12月13日(月)から同月21日(火)まで。  
郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 受験手数料: 9,500円
- (3) 提出先 住所地を管轄する保健所  
県外居住者については、県庁薬務衛生課

\*受験者には受験票を郵送しますが、各試験日の一週間前までに受験票が届かない場合は、保健福祉部薬務衛生課(☎089-912-2396)まで御連絡ください。

## 3 合格発表

愛媛県ホームページ  
県庁及び各保健所の掲示板

### 【問い合わせ先】

保健所生活衛生課(四国中央保健所にあつては衛生環境課)  
四国中央保健所 ☎0896-23-3360 中予保健所 ☎089-909-8758  
西条保健所 ☎0897-56-1300 八幡浜保健所 ☎0894-22-4111  
今治保健所 ☎0898-23-2500 宇和島保健所 ☎0895-22-5211  
松山市保健所 ☎089-911-1808  
県外の方 愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課 ☎089-912-2396

# ふぐ取扱者試験に関する注意事項

## —新型コロナウイルス感染症への対応について—

### 1 試験日程及び試験会場について

新型コロナウイルス感染症の状況等により、試験を延期する場合や、試験会場が変更になる場合等があります。

試験日程や試験会場を変更する場合等には、愛媛県ホームページ等でお知らせしますので、ご確認のうえ、お間違いのないようご来場ください。

### 2 試験当日の体調等の確認について

試験当日は、非接触型体温計により、検温を実施します。一定の発熱を検知された方は、試験官の指示に従ってください。

また、次の事項に該当する方は、受験を控えていただくようお願いいたします。

- 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方。
- 保健所から「濃厚接触者」として判断され、自宅待機を要請されている方。
- 風邪やインフルエンザに似た症状がある方。  
（発熱、咳、のどの痛み、強いだるさ、息苦しさ等）

なお、理由のいかんを問わず、欠席者向けの再試験は実施しません。

### 3 その他

- 試験当日は、感染拡大防止のため、マスクを持参し、着用してください。
- 試験会場に消毒液を設置しますので、手指消毒にご協力ください。
- 試験会場は、換気のため、適宜窓やドア等を開放しますので、寒暖に対応できるような服装でご来場ください。
- その他の注意事項については、受験票をご確認ください。

ふぐ取扱者試験受験願書

年 月 日

愛媛県知事 様

写真貼付欄

出願前6月以内に  
撮影した名刺型、無  
帽、正面及び上半身  
のもので、その裏面  
には、氏名を記入し  
てください。

( 年 月 日撮影)

※受験番号			
ふりがな			
氏名			
生年月日	年 月 日		
住所	郵便番号		電話番号
	( )		
連絡先	郵便番号		電話番号
	(受験票及び合格通知の送付先として、住所以外を希望する場合のみ記入してください。)		

記入上の注意

※印の欄は、記入しないでください。

愛媛県収入証紙貼付欄  
(消印は、しないでください。)

(記入例)

様式第1号(第3条関係)

ふぐ取扱者試験受験願書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県知事 〇〇〇〇 様

写真貼付欄

出願前6月以内に  
撮影した名刺型、無  
帽、正面及び上半身  
のもので、その裏面  
には、氏名を記入し  
てください。

(令和〇年〇月〇日撮影)

※受験番号				
ふりがな	えひめ たろう			
氏名	愛媛 太郎			
生年月日	昭和50年 1月22日			
住所	郵便番号	790-8570	電話番号	089(912)2390
	松山市一番町四丁目4の2			
連絡先	郵便番号		電話番号	
	(受験票及び合格通知の送付先として、住所以外を希望する場合のみ記入してください。)			
記入上の注意 ※印の欄は、記入しないでください。				
愛媛県収入証紙貼付欄 (消印は、しないでください。)				



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年10月29日 金曜日 第254号

### 目次

- 大規模小売店舗の変更の届出の概算等 (3件).....(経営支援課) ...1281
- 解除予定保安林.....(森林整備課) ...1283
- 株式会社指定の精算.....( ) ...1283
- 通届損害賠償法による加入区の変更の 部改正.....(水産課) ...1284
- 落札者等の告示.....(会計課) ...1284
- 土地改良区役員の新選任の届出.....(東予地方局農村整備課) ...1284
- 建設業者の許可の取消し.....(東予地方局管理課) ...1285
- 道路の横断開始 (県道大島環状線).....(東予地方局今治土木事務所) ...1285
- 建設業者の許可の取消し.....(南予地方局管理課) ...1285
- 道路の供用開始 (県道清津松野線).....( ) ...1285
- 医師の指定.....(福祉総合支援センター) ...1286
- 指定医師の所在地の変更.....( ) ...1286
- 指定医師の辞退の届出.....( ) ...1286

### 公 告

- 本く取扱者試験の施行.....(事務衛生課) ...1286
- 採石業務管理者試験の合格者の発表.....(土木管理課) ...1287

### 選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....(選挙管理委員会) ...1287

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1244号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡濱支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
スーパードラッグコスモス愛媛大南店	大洲市東若宮18-1 外 2 号	大規模小売店舗を設置する者の名称	三菱UFJリース株式会社	三菱HCキャピタル株式会社	令和3年4月1日	令和3年10月14日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正義	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭	令和3年8月24日	

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡濱支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

#### ○愛媛県告示第1245号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
洋服の青山 ダイソー & アオヤマ100円プラザ松山衣山店	松山市美沢一丁目676番1,677番3,661番	大規模小売店舗の名称	洋服の青山 ダイソー & アオヤマ100円プラザ松山衣山店	洋服の青山 ダイソー & アオヤマ100円プラザ松山衣山店	令和4年5月15日	令和3年10月15日
		大規模小売店舗を設置する者	青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目3番5号 代表取締役 富前 省三	青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目3番5号 代表取締役 富前 省三	令和4年5月15日 ほか	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	青山商事株式会社 ほか1者	青山商事株式会社 ほか2者	令和4年5月15日 ほか	

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

#### ○愛媛県告示第1246号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
許願の青山 ダイソー & オヤマ100円 プラザ松山衣山店・イナリのレイアイ衣山店	松山市美沢一丁目676番1、677番3、681番	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,452平方メートル	2,443平方メートル	令和4年5月15日	令和3年10月15日
		駐車場の位置及び取付台数	68台	107台		
		駐輪場の位置及び取付台数	15台	36台		
		荷さばき施設の位置及び面積	285平方メートル	112.1平方メートル		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	6.5立方メートル	12.2立方メートル		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	青山商事株式会社 午前9時から午後9時まで 株式会社青五 株式会社青五 株式会社レイアイ薬局 午前9時から午後10時まで	青山商事株式会社 午前9時から午後9時まで 株式会社青五 午前9時から午後9時まで 株式会社レイアイ薬局 午前9時から午後10時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで		
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前9時から午後9時まで	午前6時から午後10時まで				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援課及び中子地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援課

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1247号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
今治市伯方町木浦字沢沖乙1077の3、乙1077の4、乙1078の3、乙1079の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所  
八幡浜市保内町宮内8番耕地319の21
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所  
八幡浜市保内町宮内8番耕地319の21
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1248号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年10月29日

○愛媛県告示第1249号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項及び第6項の規定により、漁船損害等補償法による加入区の変更（昭和36年2月愛媛県告示第157号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
加入区の名称	同上加入区の区域	加入区の名称	同上加入区の区域
省略		省略	
温泉郡		温泉郡	
澁月		温泉郡中島町大字澁月の区域	
野忽那		〃 〃 野忽那の区域	
中島		〃 〃 大浦、小浜、長郎、宮野、粟井、相里、綾、吉木、船田、宇和削及び神浦の区域	
中島三和		〃 〃 津和地、元怒和、上怒和及び二神の区域	
省略		省略	
松山市		松山市	
北条		北条	
中島	省略 〃 のうち温泉郡中島町の区域（ただし、松山市津和地、元怒和、上怒和及び二神を除く。）	省略	
中島三和	〃 津和地、元怒和、上怒和及び二神の区域		
省略		省略	
省略		省略	

○愛媛県告示第1250号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
ゲルマニウム半導体検出器一式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和3年10月15日	株式会社 日進機械 松山支店 愛媛県松山市余戸南三丁目6番27号	21,967,000円	一競入札	令和3年9月3日

○愛媛県告示第1251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市中村土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年10月29日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

退任

役員の地位	氏名	住所
理事	小泉禮造	新居浜市中村松木一丁目12-43



○愛媛県告示第1252号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。  
令和3年10月29日

愛媛県知事 中村 時 広

Table with 7 columns: 許可番号, 許可年月日, 商号又は名称, 代表者氏名, 主たる営業所の所在地, 取消年月日, 取り消した建設業の種類, 取消しの原因となった事実. Contains 6 rows of permit cancellation data.

○愛媛県告示第1253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和3年10月29日

愛媛県知事 中村 時 広

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. Contains 1 row of road opening information.

○愛媛県告示第1254号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。  
令和3年10月29日

愛媛県知事 中村 時 広

Table with 7 columns: 許可番号, 許可年月日, 商号又は名称, 代表者氏名, 主たる営業所の所在地, 取消年月日, 取り消した建設業の種類, 取消しの原因となった事実. Contains 2 rows of permit cancellation data.

○愛媛県告示第1255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、西予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和3年10月29日

愛媛県知事 中村 時 広

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. Contains 2 rows of road opening information.

○愛媛県告示第1256号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。  
令和3年10月29日

愛媛県知事 中村 時 広

Table with 6 columns: 診断する身体障害の種類, 診療科名, 病院又は診療所の名称, 医師氏名, 同左所在地, 指定年月日. Contains 3 rows of doctor designation data.

○愛媛県告示第1257号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。  
令和3年10月29日

愛媛県知事 中村 時 広

Table with 5 columns: 医師氏名, 旧所在地, 新所在地, 変更年月日. Contains 1 row of doctor location change data.

○愛媛県告示第1258号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。  
令和3年10月29日

愛媛県知事 中村 時 広

Table with 6 columns: 診断した身体障害の種類, 診療科名, 病院又は診療所の名称, 医師氏名, 同左所在地, 届出年月日. Contains 3 rows of doctor resignation data.

公 告

○公 告

ふく取扱者試験の施行について

愛媛県ふく取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による令和3年度ふく取扱者試験を次のとおり施行する。  
令和3年10月29日

愛媛県知事 中村 時 広

1 試験の日時及び場所

Table with 3 columns: 試験別, 日時, 場所. Contains 2 rows of exam schedule information.

2 受験願書の提出期間

令和3年12月13日（月）から21日（火）まで。  
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 3 受験願書の提出先  
県内居住者については住所を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。
- 4 試験科目  
試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。
  - (1) 衛生法規
  - (2) 食品衛生学
  - (3) 魚類学
- 5 その他  
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

令和3年10月8日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

令和3年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

受験番号	受験番号
1	5

新 居 浜 市	98,547	32,849
西 条 市	90,144	30,048
大 洲 市・喜 多 郡	49,366	16,455
伊 子 市	30,708	10,236
四 国 中 央 市	72,041	24,014
西 予 市	31,430	10,477
東 温 市	28,107	9,369

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和3年10月29日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

- 1 直接請求（原議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
  - (1) 選挙権を有する者の総数 1,143,488
  - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,870
  - (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 242,936
- 2 原議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 子 郡	43,121	14,374
南 宇 和 郡	18,084	6,028
松山市・上浮穴郡	434,963	139,161
今治市・越智郡	136,604	45,535
宇和島市・北宇和郡	74,366	24,789
八幡浜市・西宇和郡	36,007	12,003